



令和5年11月20日

## 区の空家等対策について

世田谷区では、空家等対策を推進して「世田谷区空家等対策計画（第2次）」策定を目指しています。空家となる前段階からの支援として、令和5年12月17日に「せたがや空き家大相談会」を開催します。

### 1 現状

#### (1) 経過

平成30年に「世田谷区空家等対策計画」を策定し、空家の発生抑制や適切な管理・流通、利活用、管理不全な空家への対策等に取り組んできた。これまでに累計11棟を特定空家等と判断し、所有者等へ要請を行っており、10棟が所有者等により自主的に解消された（うち、2棟は財産管理制度の仕組みを活用）。残り1棟は、対応継続中である（令和5年11月現在）。

#### (2) 空家等実態調査

過去2回の空家等実態調査により、平成28・29年度では966棟、令和3年度では883棟の空家が確認されている。空家の約8割は流通・利活用されるものの、ほぼ同程度の新たな空家が発生していることが判明している。また、改正された「空家等対策の推進に関する特別措置法」が今年中に施行され、新たに、管理不全な空家に対する措置が始まる。

令和6年3月の「世田谷区空家等対策計画（第2次）」策定を目指しており、空家となる前段階からの支援を展開していく。

### 2 管理不全空家等への対策

管理不全空家等への対策の1つとして、空き家所有者だけではなく、空き家問題に直面していない方も対象にした「せたがや空き家大相談会」を開催する。

#### (1) せたがや空き家大相談会

開催日時：令和5年12月17日（日）教育総合センター

- ・国土交通省による法改正のポイントについての解説
- ・松本明子氏による「実家じまい」に関するトークショー
- ・国土交通省職員、松本明子氏、区長によるクロストーク
- ・区長と地域貢献活用団体とのディスカッション
- ・パネル展示による区内の相談窓口の紹介や無料相談ブース

### 3 空き家等の活用事業

#### (1) 空き家等地域貢献活用支援事業

空き家等（空き家・空室・空き部屋）を地域交流の活性化や、地域コミュニティの再生など、地域の課題解決の一助となる活動の場として活用を希望するオーナーや団体の支援を行うため、（一財）世田谷トラストまちづくり

(以下、「財団」)により「空き家等地域貢献活用相談窓口」を運営している。  
(委託業務)

**【内容】**

- ・空き家のオーナーと活用希望団体（NPO等）とのマッチングを支援
- ・改修に要する費用算出や活用用途に応じた条件整理などを専門家より助言
- ・空き家等の改修工事等の初期整備費用を助成
- ・事業計画づくりを学ぶ講座や建物改修時の工夫などを実践者から聞く見学会である空き家等活用ゼミナールを開催

(2) 地域共生のいえ

区内の家屋等のオーナーが自己所有の建物を活用し主体的に行うまちづくり活動を支援する。(財団による独自事業)

**【内容】**

- ・交流の場の開設に向けた財団・専門家等による活用方法等における創出支援
- ・広報誌による情報発信、オーナー等が集う情報交換や課題共有する場の提供など運営支援

◎問合先 建築安全課  
          居住支援課

電話03-6432-7183  
電話03-5432-2499